

2014年4月4日

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット  
理事長 山崎省吾 様

日本経済新聞社大阪本社  
販売局第2部長 佐熊龍治

### ご回答書

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、貴法人より2014年3月10日付にて拝受しました「申入書」につきまして、以下の通りご回答させていただきます。

#### 1. クーリング・オフの告知条項の改善申入れについて

弊社では、日本新聞協会による「新聞購読申込契約書に記載するクーリングオフのお知らせ（モデル）」に従い購読申込書を製作して参りました。製作後現在に至るまで販売業者間のトラブルは生じておりません。然しながら、今回の貴法人からの申入れを真摯に受け止め、読者の誤解を未然に防ぐため、下記の通り購読申込書の文言を追加のうえ変更いたします。

変更内容「②すでに配達された新聞の代金や引取りに要する費用の支払い義務はありません。」

#### 2. このほかの改善要望について

##### (1) クーリング・オフ妨害の場合の記載について

同様に、下記の通り購読申込書の文言を追加のうえ変更いたします。

変更内容「また、不実告知、威迫行為により解約しなかったときはクーリング・オフ期間は終了せず、クーリング・オフができる旨の書面を受領し、その旨を告げられてから8日間を経過するまではクーリング・オフができます。」

##### (2) 販売店による誤った購読申込書の交付の件について

今後、弊社が刊行する新聞購読契約に関しては、必ず弊社製作の購読申込書を使用するように販売店への一層の指導を徹底させます。

##### (3) 日本新聞協会と新聞公正取引協議会の「新聞購読契約に関するガイドライン」の徹底について

今後も、勧誘や解約に関するトラブル防止のため、ガイドラインの遵守、徹底に努めてまいります。

敬具